

事務組織及び機構の取扱いについて

次のとおり調整方針を定める。

協議項目	15 事務組織及び機構の取扱い
<p data-bbox="236 539 1391 719">新町における事務組織及び機構については、以下の「新町における事務組織・機構の整備方針」に基づき整備するものとする。ただし、新町においては、常にその組織及び運営の見直し、効率化に努めるとともに、段階的に組織・機構の規模等について、適正化を図るものとする。</p> <p data-bbox="300 779 874 817">新町における事務組織・機構の整備方針</p> <p data-bbox="245 831 432 869">1 総括方針</p> <p data-bbox="300 880 1391 958">新町移行後も住民サービスの低下をきたさないよう十分に配慮した組織機構</p> <p data-bbox="331 972 970 1010">住民が利用しやすい、わかりやすい組織機構</p> <p data-bbox="331 1021 1034 1059">住民の声を適正に反映することのできる組織機構</p> <p data-bbox="331 1070 687 1108">簡素で効果的な組織機構</p> <p data-bbox="331 1120 938 1158">新町建設計画を円滑に遂行できる組織機構</p> <p data-bbox="331 1169 1193 1207">指揮命令系統がわかりやすく、責任の所在が明確な組織機構</p> <p data-bbox="331 1218 874 1256">地方分権に柔軟に対応できる組織機構</p> <p data-bbox="331 1267 1002 1305">新たな行政課題に速やかに対応できる組織機構</p> <p data-bbox="245 1317 496 1355">2 個別整備方針</p> <p data-bbox="300 1366 1391 1444">新町の組織は本庁、総合支所、支所及び出張所とし、2町村の現庁舎を有効活用する。</p> <p data-bbox="331 1456 1241 1494">幕別町役場を本庁とし、忠類村役場を総合支所として設置する。</p> <p data-bbox="300 1505 1391 1583">本庁は、町全体に係る施策、総合的な調整事務、管理事務及び総合支所の所管する区域以外の町域に関する事務を所掌する。</p> <p data-bbox="300 1594 1391 1774">総合支所は、忠類村の区域を所管区域とし、本庁において処理する事務を除き、住民サービスを提供する総合行政機関とするとともに、地域の拠点として、所管区域を対象とした地域振興策及び新町建設計画に盛り込まれた施策の推進を所掌する。</p> <p data-bbox="331 1785 986 1823">幕別町の支所、出張所は現行のまま存続する。</p>	

「協議第38号 事務組織及び機構の取扱いについて」資料

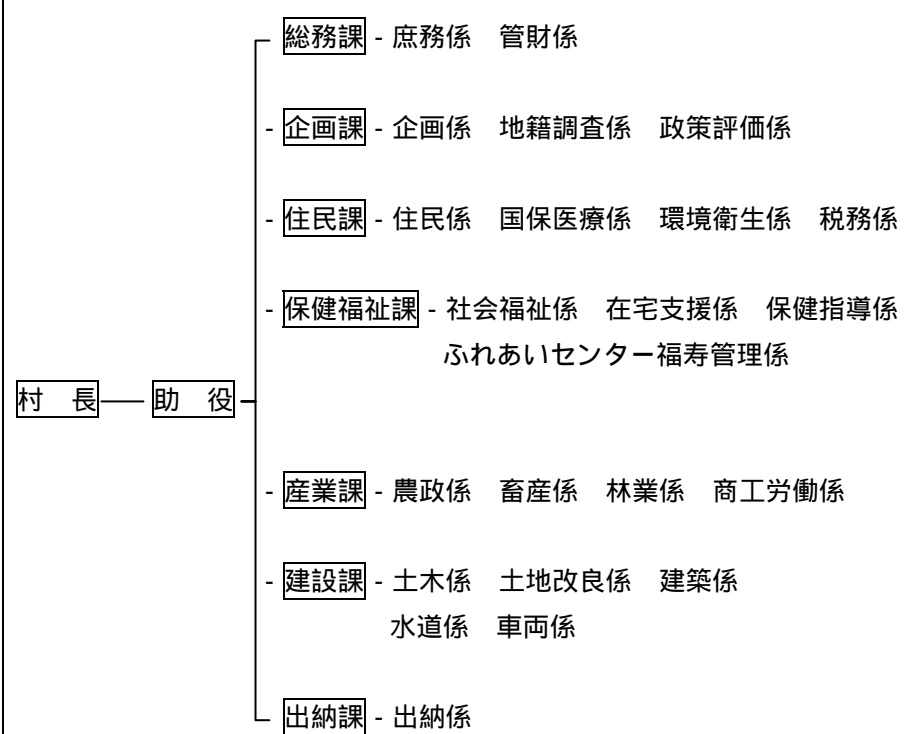
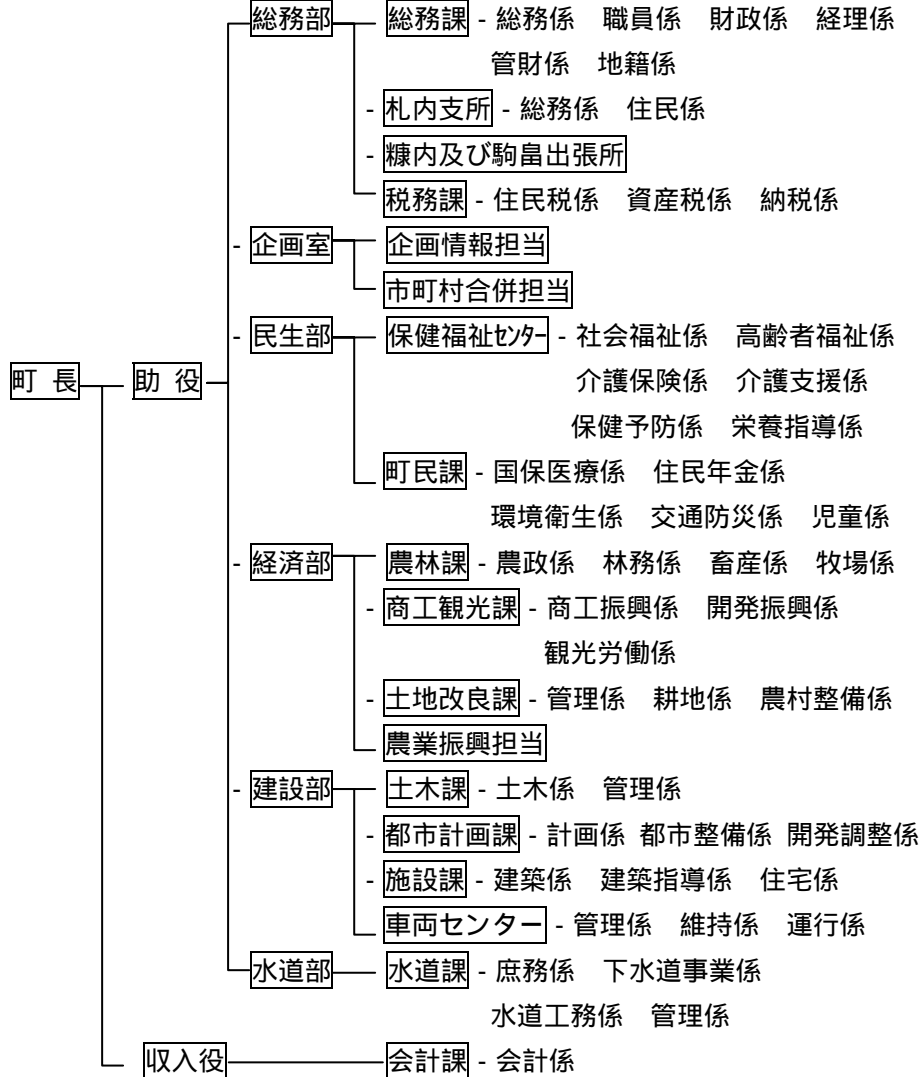
幕別町・忠類村合併協議会の調整内容

協議項目	15 事務組織及び機構の取扱い
調整の内容	<p>新町における事務組織及び機構については、以下の「新町における事務組織・機構の整備方針」に基づき整備するものとする。ただし、新町においては、常にその組織及び運営の見直し、効率化に努めるとともに、段階的に組織・機構の規模等について、適正化を図るものとする。</p> <p>新町における事務組織・機構の整備方針</p> <p>1 総括方針</p> <p>新町移行後も住民サービスの低下をきたさないよう十分に配慮した組織機構 住民が利用しやすい、わかりやすい組織機構 住民の声を適正に反映することのできる組織機構 簡素で効果的な組織機構 新町建設計画を円滑に遂行できる組織機構 指揮命令系統がわかりやすく、責任の所在が明確な組織機構 地方分権に柔軟に対応できる組織機構 新たな行政課題に速やかに対応できる組織機構</p> <p>2 個別整備方針</p> <p>新町の組織は本庁、総合支所、支所及び出張所とし、2町村の現庁舎を有効活用する。 幕別町役場を本庁とし、忠類村役場を総合支所として設置する。 本庁は、町全体に係る施策、総合的な調整事務、管理事務及び総合支所の所管する区域以外の町域に関する事務を所掌する。 総合支所は、忠類村の区域を所管区域とし、本庁において処理する事務を除き、住民サービスを提供する総合行政機関とするとともに、地域の拠点として、所管区域を対象とした地域振興策及び新町建設計画に盛り込まれた施策の推進を所掌する。 幕別町の支所、出張所は現行のまま存続する。</p>

現 況

幕別町

忠類村

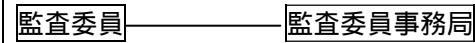
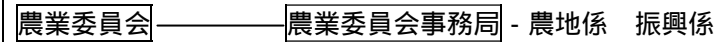
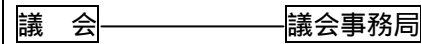
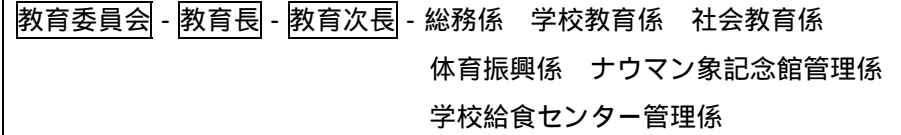
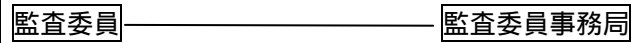
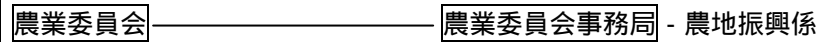
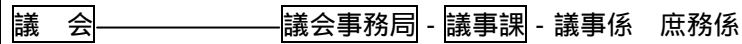
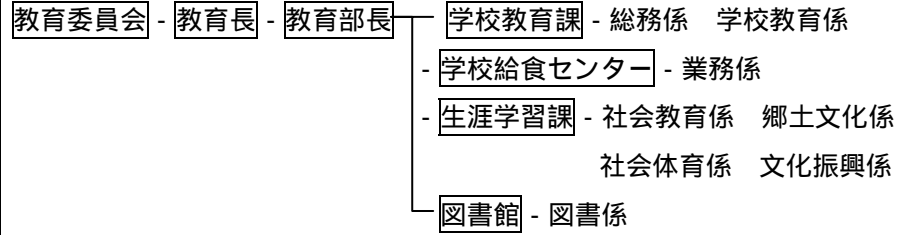


現

況

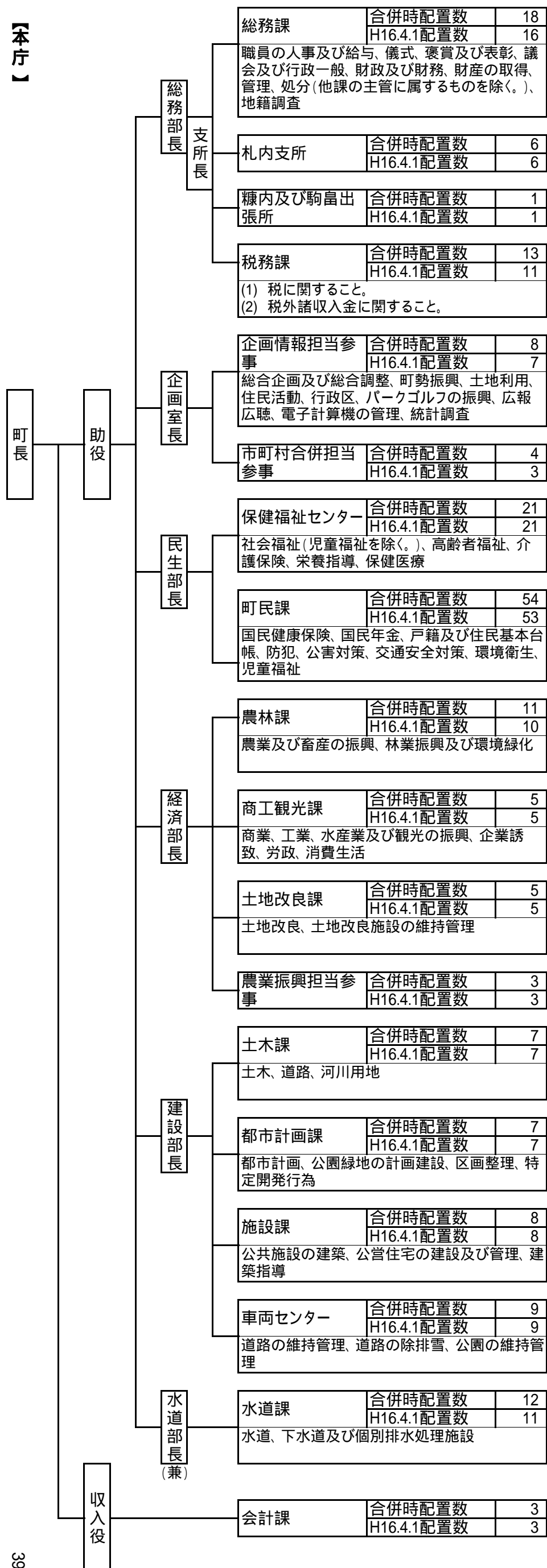
幕別町

忠類村

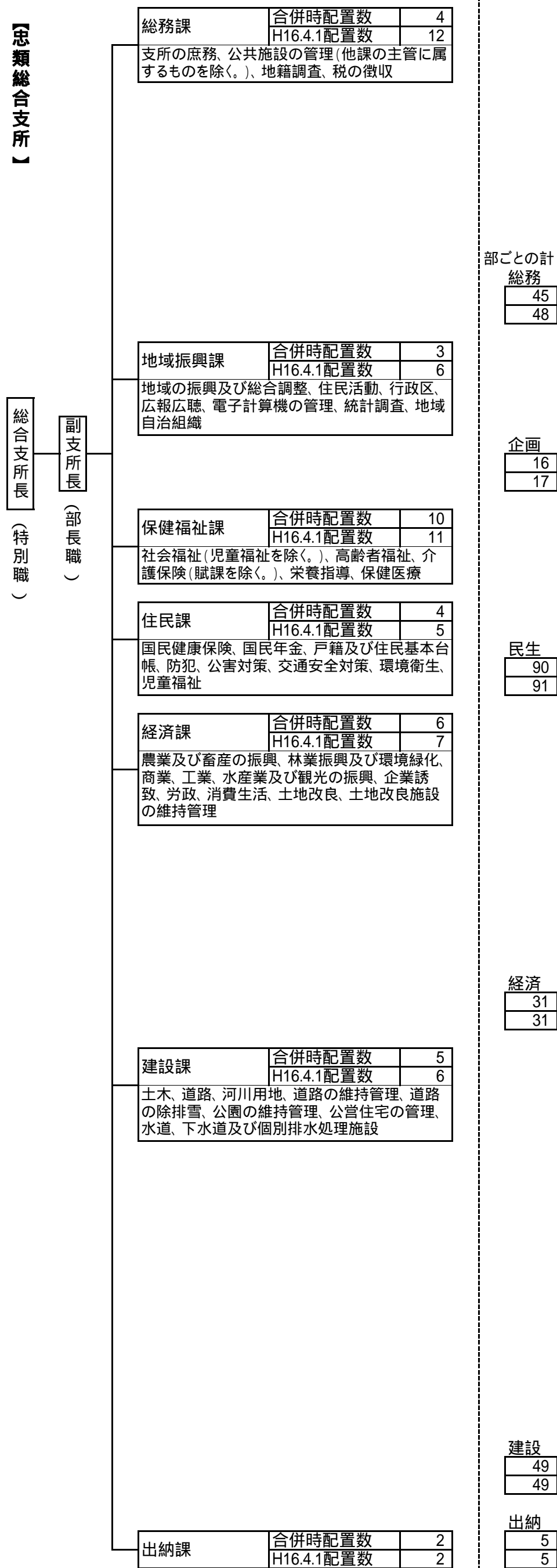


(参考) 事務組織機構のイメージ

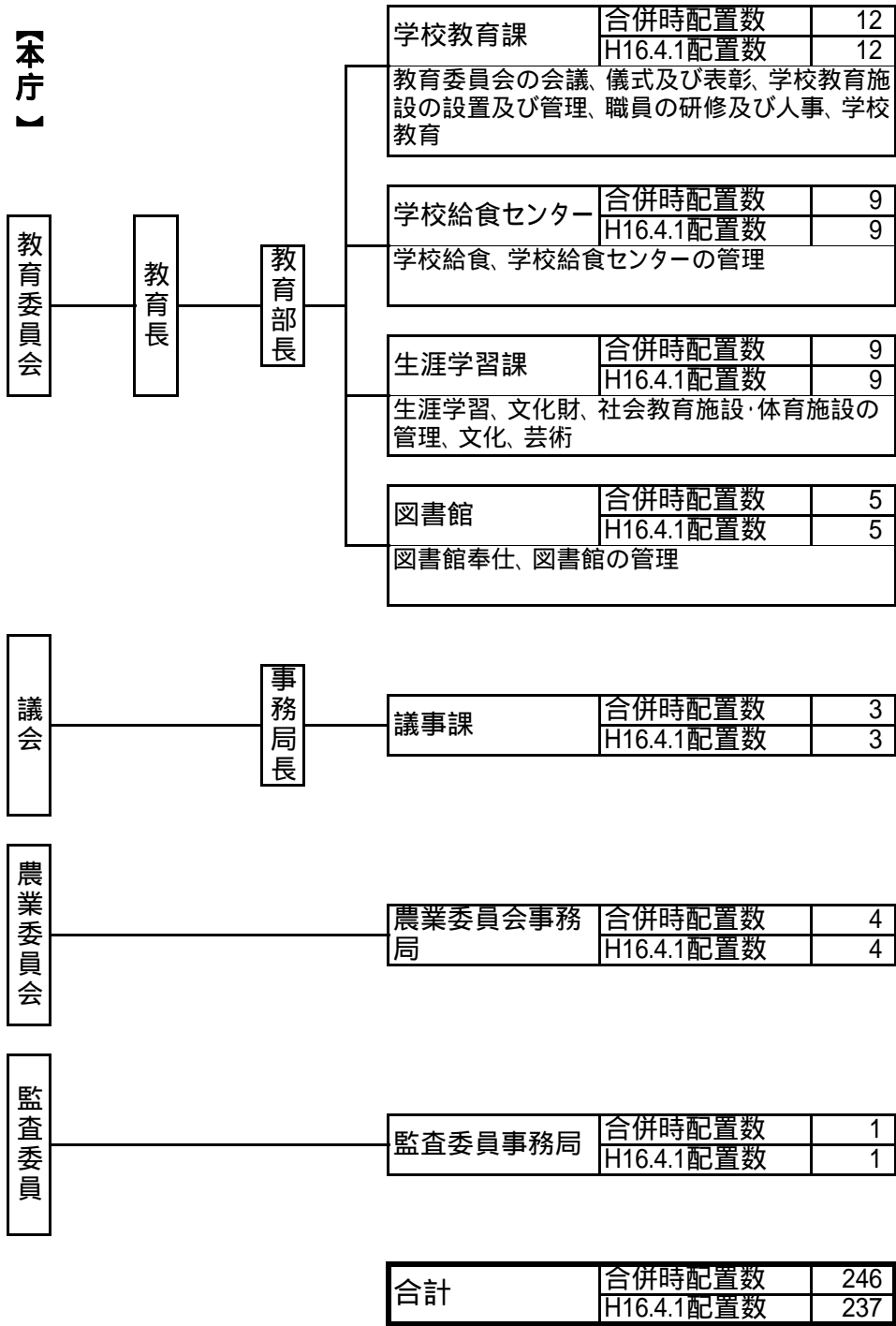
【本庁】



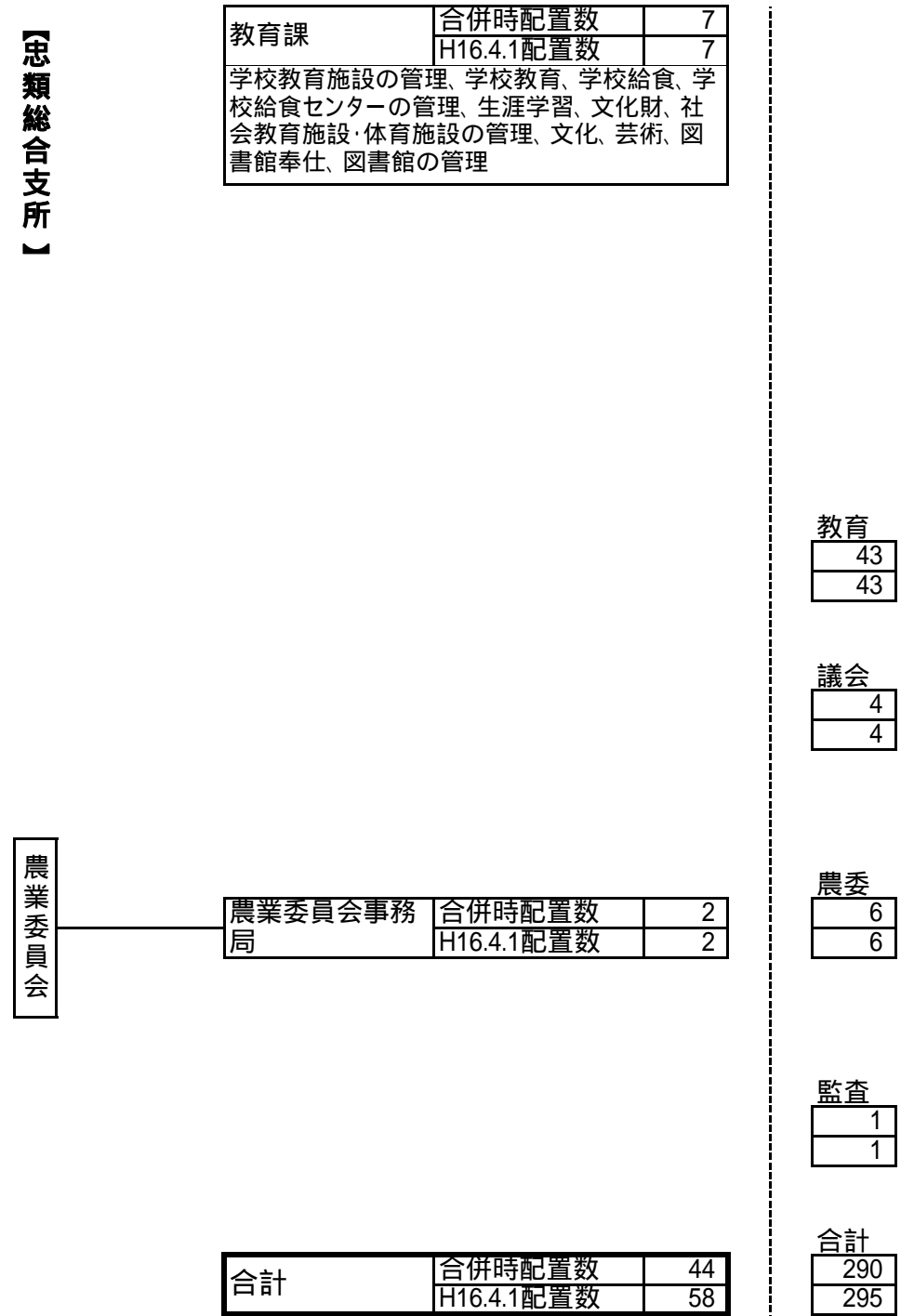
【忠類総合支所】



【本庁】



【忠類総合支所】



教育	43
	43

議会	4
	4

農委	6
	6

監査	1
	1

合計	290
	295

290
295

先進事例

はつかいちし 廿日市市（広島県）

- (1) 合併後の組織機構は、次の方針により整備する。
 - ア 住民サービスの低下を招かない組織機構
 - イ 地域の課題へ迅速かつ的確に対応できる組織機構
 - ウ 市民が利用しやすく、わかりやすい組織機構
 - エ 簡素で効率的な組織機構
 - オ 指揮命令系統が明確な組織機構
 - カ 新たな行政需要（課題）に対応できる組織機構
 - キ 地方分権へ柔軟に対応できる組織機構
 - ク 合併建設計画を円滑に遂行できる組織機構
- (2) 現在の佐伯町役場及び吉和村役場は、支所とする。その組織は、合併後の事務を円滑に執行するため、現行の組織を基本とし、管理部門等の統合など、段階的な再編、見直しを行う。
- (3) 本庁で一括処理することが適している事務は、本庁で処理するものとし、必要な体制の整備を図る。
- (4) 行政委員会及び附属機関は、廿日市市に統合する。ただし、佐伯町及び吉和村の独自の附属機関については、実態を考慮し、必要に応じて整備を行う。
- (5) 行政委員会及び附属機関の委員構成については、佐伯町及び吉和村の実情に応じた調整を行う。

こうつし 江津市（島根県）

- (1) 新市の組織・機構は、当面両庁舎の有効利用を図ることを前提に、定員管理の適正化を図りつつ、次の「新市における組織・機構の整備方針」に基づき調整するものとする。
 - 市民の声を適切に反映することができる組織・機構
 - 市民が親しみやすく、利用しやすい組織・機構
 - 責任の所在が明確な組織・機構
 - 新市建設計画を円滑に遂行できる組織・機構
 - 簡素で効率的な組織・機構
 - 行政課題に即応できる組織・機構
 - 緊急時に即応できる組織・機構
- (2) 現在の桜江町役場は、支所とし、その組織については、次の「支所の整備方針」に基づき調整するものとする。
 - 現在の行政サービスを低下させない。
 - 地域経済を低下させない。
 - 地域コミュニティ活動の支援に配慮する。

あいづわかまつし
会津若松市（福島県）

事務組織及び機構の取扱いについては、次のとおりとする。

- 1 新市の組織は、住民サービスが低下しないように十分配慮する。
- 2 新市の事務組織及び機構は、「新市における事務組織・機構の整備方針」に基づき整備する。

ますだし
益田市（岐阜県）

(1) 合併後の組織機構は、次の方針により整備する。

- 住民サービスの低下を招かない組織機構
- 地域の課題へ迅速かつ的確に対応できる組織機構
- 住民が利用しやすく、わかりやすい組織機構
- 簡素で効率的な組織機構
- 指揮命令系統が明確な組織機構
- 新たな行政需要（課題）に対応できる組織機構
- 地方分権へ柔軟に対応できる組織機構
- 新市建設計画を円滑に遂行できる組織機構

(2) 美都地域、匹見地域を担当する非常勤の特別職を、それぞれの地域に次のとおり設置する。

設置期間 10年間

任期 2年（再任を妨げない。）

- 職務 市長に対し政策に関する助言を行なう。
地域に関する政策に対し助言を行なう。
市議会提案や重要施策の方針等、重要な案件に関して、市長、助役とともに協議する。
予算編成方針策定に携わる。
庁議に出席する。

(3) 現在の美都町役場及び匹見町役場は、総合支所とする。総合支所の業務は、地域振興、住民福祉、産業振興、公共施設等維持管理を基本とする。

(4) 本庁で一括処理することが適している事務は、本庁で処理するものとし、必要な体制の整備を図る。

(5) 行政委員会及び附属機関は、合併後に再編する。

(6) 行政委員会及び附属機関の委員構成については、地域性に配慮するよう努める。